

第7期 第3回自治基本条例推進委員会 検討部会 会議録（概要）

開催日時	令和6年7月25日（木） 午後6時30分～午後7時30分
開催場所	阪南市役所 3階 全員協議会室
出席者	【検討部会委員】壬生部会長、小坂委員、堀委員、斎藤委員、田中委員、佐渡委員、6人出席 【市】政策共創室 御坊谷室長、吉岡主査、根来総括主事
傍聴人数	0人
議題	○地域まちづくり協議会設立に向けたガイドラインの基本的事項について （１）地域まちづくり協議会ガイドラインに盛り込む項目について （２）設立に向けたステップに盛り込む項目について
資料	○資料1 第7期阪南市自治基本条例推進委員会及び検討部会のスケジュール ○資料2 設立に向けたガイドライン 他市町の項目比較表 ○資料3 地域まちづくり協議会のガイドラインに盛り込む項目 ○参考資料1 設立に向けたステップ
会議	あいさつ 部会長 前回の推進委員会で、地域まちづくり協議会設立に関係する条例について、推進委員会での議論は終わったところです。条例ができれば、それを実現していくためにガイドラインを作ろうという話になっています。 このガイドラインを作るのは市ですが、どのような内容を盛り込むべきかを部会及び推進委員会で検討の上、その結果を踏まえより良いガイドラインを作ろうということを考えているようです。これから説明していただくこととなりますが、条例を検討する際、その内容のみにとどまらず、行政からどのような支援が必要か、地域の現状はいかがか等、様々なご指摘をいただいています。それと併せて、ガイドライン策定に向けて検討していくべき項目等もご議論いただき、推進委員会に報告できるようにしたいと思っています。 それでは、早速ですが、本日の次第に基づいて部会を進めます。本日の議事は、地域まちづくり協議会設立に向けたガイドラインの基本的事項についてです。事務局より説明をお願いします。 【（１）地域まちづくり協議会ガイドラインに盛り込む項目について説明】 事務局 阪南市自治基本条例推進委員会及び検討部会のスケジュールについて、資料1に基づき説明。 地域まちづくり協議会ガイドラインに盛り込む項目について、資料2、資料3に基づき説明。 （地域まちづくり協議会ガイドラインに盛り込む項目について、委員からの意見、質疑・応答） 部会長 ガイドライン作成に当たり、まず資料2にあるように他市事例を研究していただきました。ガイドラインを作成している団体が8つ見つかри、その中で更に項目別に分析して、それぞれの団体がどのような項目をガイドラインに盛り込んでいるのかを表にまとめたところです。 右端に数量が書いてありますが、「8」だと全ての自治体とその項目をガイドラインに盛り込んでいることを示しています。多くの団体が盛り込んでいる内容を阪南市でも取り入れるというのはもちろんですが、他団体ではあまり取り入れていない項目を、本市ではこれを入れた方が良いということもあると思います。 次に資料3は、資料2をもとに事務局でガイドラインに盛り込むべき項目として整理いただいたものです。1枚目は、これらの項目は盛り込んでいこうと考えている項目です。もちろん盛り込む項目としてこれだけでは足りません。2ページ目に移りますが、その他に盛り込める項目の候補を記載しています。こちらも参考にしながら、ガイドラインに盛り込む項目について指摘があればぜひお願いします。 また、詳細は部会が終わった後、事務局において検討いただく予定ですが、現時点で事務局として、項目ごとにこのようなことを記載しようと考えている内

	内容を括弧の中に記載しています。もちろん、これだけでは足りないため、他にも各項目に盛り込む必要があるのではないかという指摘もあるかもしれません。気づいた点はぜひご発言をお願いします。 さらに、議事内容のもう1つが、資料3の下にある地域まちづくり協議会設立に向けたステップ(設立手続)についてです。それについて事務局から説明いただく前に、それ以外の項目で何か気づいた点や指摘があればいただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。ちなみに、私から1点だけ。ガイドラインを作る目的を最初に共有しておきたいと思うのですが、説明していただけますガイドラインは、実際にこれから設立を検討する段階において、どのように進めていけば設立ができるのか手本になるものとして策定したいと考えています。当然に条例ができたとしても、すぐに全地域がまちづくり協議会が立ち上がるということではなく、設立を考えていく上で1つの材料にしていいただければと考えています。
事務局	
部会長	これでガイドラインを作成する目的を共有できたと思います。それではその他何かご質問あればお願いします。
委員	「協議会設立目的」を入れている自治体があるので、同じように追加してはどうかと思います。「協議会とは？」とあって、そこにどうして設立するかという目的を入れたら少しわかりやすいかなと思いました。 もう1つは、資料2で「FAQ」とありますが、英語表記よりも「よくある質問と回答」などと言った方が分かりやすいのではと思いました。
委員	ガイドラインについて、「協議会とは？」や「目的」などは既に条例で規定されている内容だと思います。ガイドラインが条例に記される内容と同じであると、ガイドラインの必要性が薄いように感じます。
事務局	条例が制定されましたら、それを基に施行規則を作る必要があります。そこには認定の申請書や様々な手続の詳細を定めることになります。設立に向けどのような手続が必要なのかは、規則を見ればわかるのですが、そうではなく、計画を作るにはどのようなことが必要なのか、みんなの合意の上で進めていく必要があるなどもう少しわかりやすく、丁寧にお伝えしていく必要があると考えています。そのような意味合いもあり、分かりやすいガイドラインを策定していきたいということです。
部会長	私が事務局の説明を途中で止めてしまったため、わかりにくくなってしまったと思います。必要なことは、この後の議事で予定している「設立の手続を進めていただくためのステップ」に係る議論だと思ってます。 ご指摘のとおり、詳細なステップに至るまでの「まちづくり協議会とは」、「まちづくり協議会ができればどうなるか」、「活動はどのようなことか」等は条例の項目と重複しています。 しかしながら、条例とかけ離れたことをガイドラインに記載することはできません。条例に記載された内容を引用しながら、出来るだけわかりやすく説明することが重要です。事務局は、市民の方々により伝わりやすいようにガイドラインに盛り込むことを検討しているのだと思います。
委員	参考資料1に合意形成とあり、そこに「交流会の開催、参加呼びかけ」と記載されているのですが、まちづくり協議会を作って運営を行おうと思っている人たちは自然にこのような手順を行うので、そのあたりは当たり前というような気がします。
部会長	設立手続に当たり、どのようにステップを踏むのか説明するため、どの程度詳細に記載するかは議論の余地がありますね。その他いかがでしょうか。
委員	資料3の1ページ目に「ボランティア団体の各種団体によって構成される」とあるのですが、個人はどうなるのでしょうか。「誰もが参加できる組織」とあるので、やはり文章として「団体の構成員及び趣旨に賛同する個人」というものを入れておいた方がいいかなと思います。 また、他市町の項目比較表ということで、私も他市町がどのようなガイドラインを作成しているかインターネットで5つほど見ましたが、どれも同じような作りでした。今回、本市として、これらと同じようなものを作ろうとするのであれば、あまり意味がないかなと思います。先ほど説明があったように、設立

	する前にどのようなステップがあって、みんなの参画をどのようなイメージで行っていくか、そこに市がどのようにして協力していただけるかが重要だと思います。 設立を考えているコアメンバーといいますか、発起人として何人か集まって、何かしようかという話し合いから始まると思います。それが何回も続いて徐々に色々な人が参画してくれるようになる。その際に、市としてどういうところから応援というか支援していただけるかというのを、やはり市の役割というところで明記した方がいいと思います。 実際にまちづくり協議会を作ろうという人たちが集まるときに、自分たちだけではなく、経験や情報を持っているので、市の方々がどこから参画していただけるかということをややはりガイドラインで示していき、その他に拠点づくりといいますか、現在、拠点はどこにもないので、拠点づくりの協力として市がどうやって関わっているかも示すべきだと思います。 さらに、活動内容は人が集まったときに最初の話題になると思うのですが、今のガイドラインに1つも記載がなかったため、加えて質問させていただきます。活動内容について商業的要素があっても、利益がまちづくりに還元されるようなものであればアイデアを採用しましょう。また場合によっては、有償ボランティアという考え方もあります。その行動や活動に対して、そのようなことも検討できるという注意点を入れていれてはどうでしょうか。 また、この前の研修会でも人材発掘として住民アンケートは重要だと言っておられたため、住民アンケートをどのようにしていくのかというところから、市が参画していくといいますか、そのようなこともガイドラインの項目に入れてみたらどうでしょうか。そうすれば、まちづくり協議会を作りたいと思っている人たちの参考になると思います。 他の委員が言われたように、単に言葉を羅列してそれを解説するようであれば、作る意味がないなと私も思います。追加項目というものが非常に重要になってくるので、そのあたりの議論を進めていければと思います。
部会長	建設的な意見をありがとうございます。確かに支援内容を書いている部分がありませんね。実際に作る過程を考えれば、行政からどのような支援をしていただけるかという話とセットになってくるはずなので、それを盛り込めればいいと私も思いました。また、阪南市らしさをどのように出すかですね。確かに、他の団体と全く同じようなものを作っては意味が無い。そうならないよう、私たちも多くのアイデアを出していきたいなと思いました。何か他にありませんか。
委員	箱の浦自治会まちづくり協議会が非常に活発にされているようですね。先日、役員の方とお話ししましたが、有償ボランティアについて話題に挙がりました。緑ヶ丘地区では、ボランティアに必要な材料費のみいただいて、サービス自体は無償で行っています。箱の浦は有償でしているのですか。
委員	箱の浦地区では、基本ボランティアは無償です。しかしながら、「らくらく送迎」事業は有償ボランティアとして実施しています。
委員	そうなのですね。箱の浦地区では、まちづくり条例や規約のようなものはありますか。
委員	はい、規約があります。
委員	すでにまちづくり協議会として、事業実施されていて参考になると思いました。 ボランティアの有償化については、無償であれば、誰かに無料で代行してもらえます。確かに楽です。一方、有償で500円必要となれば、できるところまで自分でやってみようという意欲にもつながります。箱の浦まちづくり協議会の方から、そのあたりをしっかりと考えなければならぬと教えていただきました。これは難しい問題だと思いました。
部会長	確かにガイドラインを作っていくに当たり、市内で既に活動されている団体がどのようにされているかを情報収集して例示として出していき、若しくはルールがつくれるかどうかは難しいところですね。判断基準のようなものを示すというのはあってもいいかもしれません。

委員	箱の浦まちづくり協議会の規約は、本推進委員会でも提示されている条例案と大体同じような形です。目的があって、どのような内容で活動するか、構成員は誰かというようなものです。ボランティアを有償にするか、無償にするかというような判断基準を書いたものではありません。 一時期、内部で議論が起きましたが、有償化するとお金をもらうことになります。我々としては必要な費用をほんの少しいただいているだけに、周囲からは、あの人たちはお金をもらってまちづくり協議会を運営している、というような後ろ指を指されたくないという意見が多く挙がりました。 そのため、基本的に無償で、ボランティア事業を行っています。電球の交換、庭の除草や剪定のようなものについては、一部資金をいただいています。
委員	作業を行うため、そのお宅まで行くのにガソリン代等がかかる。その部分を有償化しているとお聞きました。

部会長	そのあたりは、地域性や取り組んでいる活動内容、関わっている方によって柔軟に検討する必要があると思います。 他に何か、意見はありませんか。
委員	自治会と校区福祉委員会は、名前こそ違えども、似たような活動をしていますよね。「商業的な要素を排除せず活動を行う」となれば、自治会・校区福祉委員会と違った形の活動になるのではという期待があります。 各地区によって様々な形態があるのだと思います。ボランティアを有償化するかどうかは、今あまり検討しなくても良いと思います。こういうケースも考えられますぐらいの話でいいと思います。それぐらいのほうが実際に何かしようとする人たちの活動内容が広がるのではないのでしょうか。我々自治会や校区福祉委員会では、思いつかないようなことを期待するという意味で、活動の幅を更に広げるような姿勢でいかがかと思います。
部会長	現在の活動に目を向けすぎると、新しい活動を生み出す上での妨げになってしまうのではという指摘だと思います。参考にできるところは参考にしながら、自由にできることは自由に取り組めるようなことを進めるようなガイドラインになれば良いですね。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
委員	先ほど委員が言ったような有償ボランティアが有るか無しか、地域ごとに抱える課題、また立ち上げるまちづくり協議会で性質がそれぞれ異なるものと思います。 ボランティア活動をメインにするような協議会になる可能性もありますし、商業的な要素が強い協議会、それが薄い団体になる可能性もあります。様々なパターンのまちづくり協議会があることを示して、そのうえで、行政側がどのような支援をするか、助言や情報提供があれば、それぞれの団体において少しずつ進められると思います。 まちづくり協議会の設立に向けた意思形成においても、ある程度理解していてどんどん進む団体もあれば、必要だと気づいているが、情報提供が無いために、意思形成ができないという団体や地域もあるかもしれません。また、行政からの声掛けにより取り組んでみたいと思い、そこから話合いが進んで、ステップアップする場合もあると思います。最初に部会長が発言されたように、行政が色々な形で支援する必要があります。行政は大変だと思いますが。配慮と検討をお願いいたします。
部会長	ありがとうございました。市の果たす役割は非常に重大ということですね。他にいかがでしょうか。
委員	もし、私がまちづくり協議会を設立することになれば、行政との連携が非常に大切になると思います。支援内容が公表されれば、すでに設立を考える団体もそれ以外の団体もこのような支援があればやってみたいと興味につながるのではと思います。現状では、自治会と校区福祉委員会と何が違うのか疑問に思います。また、設立された先に何かあるのかイメージできません。 行政との連携について、本ガイドラインで具体的に盛り込めることができれば、地域まちづくり協議会に興味を持っていただくきっかけになる。ついては、そのあたりを重点的に固めていただきたいと思います。
委員	先日、地域力支援研修の1回目、2回目に参加させていただきました。非常にわかりやすく、地域まちづくり協議会についてイメージを少し理解できました。自治会では役員が1年ほどで交代となりますが、当協議会では、恐らく、役員が頻繁に入れ替わることがない。つながりを維持できるなと思いました。この間の研修では非常に良い面を見させていただいたように思います。
部会長	その研修内容について事務局から説明願います。

事務局	説明不足で申し訳ございません。本日、会議の後半の最後に報告させていただこうと思っていました。 政策共創室では、令和4年度から「地域力支援研修」という研修を継続して実施しています。初年度は、4つの圏域に分かれて実施、本年度は初級編・中級編・上級編と3段階に分けて実施しているところです。 先週の土曜日から実施しており、今回は明後日10時から阪南市防災コミュニティセンターで実施予定です。これまでに本委員会から2名の委員にご参加いただいています。 泉北地域でまちづくり協議会を設立するNPO代表の方に講師としてお越しいただき、立ち上げまでの経緯や他市町の事例等をご紹介をいただいているところです。簡単ではございますが、この場を借りてご報告申し上げます。
部会長	報告ありがとうございました。
委員	本委員会で提示される地域まちづくり協議会に係る条例案と私たちが現在行う活動を比べると、全くかけ離れたもののように感じます。 現在、私の身の回りでも高齢者が徐々に増えていて、これまでは校区福祉委員会の活動に参加していた方でも、今はそもそも来ることすら出来ないという方がいます。 そのため、箱の浦まちづくり協議会では、「らくらく送迎」という事業を開始しました。そこに来るために運転してあげる、それを拡大して、駅や近くの病院までという取り組みです。 資料3で言う「まちづくり協議会とは？」や「まちづくり協議会の構成」に自治会や校区福祉委員会、他に活動している各種団体を入れる。それに、先ほどの話で「そこに参画している個人の集まりを」というふうに書かれているのですが、それを入れてしまうと、私たちが現在行っている活動と違い、大きな組織になってしまうように思います。それは現状に合った組織作りとは少し離れているのではないかなと感じますが、いかがでしょうか。
事務局	イメージと離れているという点については、例えば組織の形態なのか、構成員なのか。もし違和感を覚えているところがあれば、もう少し詳しく教えていただきたいです。
委員	現在、校区福祉委員会で活動していますが、その地区に住まう方が段々と参加できなくなっている状況にあります。そのため、今後活動範囲がさらに小さくなるのが懸念される。そのような中で、校区福祉委員会と同じような範囲で地域まちづくり協議会を作ろうとしているのは何故か。地域が抱える現状と課題と本条例には大きなギャップがあるのではないのでしょうか。
部会長	恐らく、地域が持っている身近な課題とまちづくり協議会が想定している組織の守備範囲や規模感が違うという話ですよね。事務局はどのように考えていますか。
事務局	まず1点目について、自治会や校区福祉委員会が既に行っている活動があり、共通の課題があるならば、同じプラットフォームの中で連携して問題を解決、まちづくりを進めていただきたいと思います。 次に、地域まちづくり協議会と校区福祉委員会にどのような違いがあるのかという点について、移動支援については先ほど委員からご紹介がありましたが、その他にも例えば空き家等への対策。校区福祉委員会や既存団体では解決できない問題にも取り組んでいただけると想定しています。 また、どこの団体でも、担い手や役員のなり手が少ないということが共通の課題だと思います。そういった部分を見据えて協力連携していただけるのが地域まちづくり協議会だと思っています。
委員	他の委員の皆さんが描いている地域まちづくり協議会はどのようなものなのかお聞きしたいです。
委員	私は、まちづくり協議会というのは、地域の困りごとを解決してくれる団体というイメージを持っています。私の地区も1つ電球の取り換えやペンキ塗りということはしていますが、皆で助け合って、困りごとを解決するようなイメージを持っています。

委員	例えば、下荘校区福祉委員会では、箱の浦の問題を同じ校区内の他校区の方が考えることができないですね。反対に私たちがそちらの問題を考えることができないし、手助けもできません。しかしエリアとして一体的に捉えカバーしていこうというのが本条例ですね。
委員	私はさらに身近なエリアを想定しています。全校区ではなく、緑ヶ丘であれば、緑ヶ丘地区だけ、箱の浦では箱の浦地区だけというイメージをしています。校区全体になるのでしょうか。
事務局	条例案では、「小学校区以内の範囲」と記載しています。最大で小学校区という想定です。
委員	校区の中でも自治会が幾つもあります。 山中溪であれば、自治会も校区も1つなのでまとまりやすいと思います。一方、朝日小学校区は、緑ヶ丘地区のように新興住宅地の他に昔から和泉鳥取地区に住んでいる方など様々です。和泉鳥取では、お祭り文化も盛んですが、緑ヶ丘地区の住人は、祭りにほとんど参加していない等、地域内でも差があるので難しいですね。
部会長	地域の支援ということを言うのであれば身近な、それこそ歩いていけるぐらいの距離の範囲内でまず生活できるようなサービスを充実させる必要があると仮定すると地域まちづくり協議会では一体何ができるのか。 先ほどの事務局の説明を借りるならば、まずは、地域ごとにすでに活動されている方々が、まちづくり協議会という場で意見交換をすることで、情報交換などの連携をする。また、協力できることは一緒にしようかという相談をする場としてのまちづくり協議会であるなど。地域の身近な範囲だけではなくて、小学校校区で集まって解決した方が良いようなケース等、もう少し幅広いものもあるのかなと思います。 ある程度の人に関わって、広い範囲の中で対応できるような課題がもしある場合は、まちづくり協議会を作って、取り組みを考えればいいという話になるのではないかなと思います。皆さんの話を聞きながら考えていました。
委員	地域まちづくり協議会のイメージについて、先ほど部会長が言っていたような、また皆で話し合っているイメージなのかなと思います。 地域まちづくり協議会では、地域活動を行う団体同士が集まって話し合いの場をもつ。話をする中で様々な議題が出てくると思います。そして、お互いに協力できる部分が出てくるのだと思います。話し合っていくので「協議会」という言葉が出るのかなと感じました。 私は、地域活動支援の一貫として、まちづくり協議会に関わったことがあり、様々な会議に参加させていただきました。 例えば、今年の夏祭りでこれだけ資金を使いました。今度どうするというような話について、皆で話し合っていくというようなイメージです。 よってボランティアをしたい、このようなことをしたいということと、このまちづくり協議会を作ることは少し違うところがあるのかなと思います。
委員	例えば、校区福祉委員会、自治会、その他様々な専門知識を持つ人たち3～4人集まって何か考えましょう。考えがまとまるまでは、何度も対面します。実行する段階になればさらに密度が高まる。まちづくり協議会では、地域の大勢が関わり、皆でアイデアを出し合い、どのような活動にすればいいか話し合うことになる。様々な人が寄り集まって、実行する、これまでと違った活動をするのがまちづくり協議会かなと思います。 当然、行政からの支援が必要だとも思います。市が及び腰であれば話はできません。全面的に色々な場面で協力しますということをガイドラインに入れてください。 例えば、情報公開という観点であれば、市でホームページ作って、その中に色々な仕組み、組織があると公開する等。 先ほど委員が言われたように、地域によって困りごと等もあると思う。しかしながら、それ以上にこれまでと違った発想で、色々な人が参画して、このようなことをしようと集まる組織がまちづくり協議会だと考えます。 具体的には、我々が考える3つ、4つのアイデアよりも実際の地域まちづくり協議会では、10以上のアイデアが出てくるでしょう。

そのため、やはりこの前の研修会でも必要だったように、若い人も含めて住民アンケートを行って、皆の意見を出していただく。
地域まちづくり協議会のガイドラインを市が前面に出て、具体的にこのようなところまで協力しますというスタンスでしていただければ、ガイドラインを読んだ人は、市がここまでしてくれるのであれば、本件について考えよう、そのために色々なメンバーを選ぼうという意識が出てくるように思います。私のまちづくり協議会はそのようなイメージは以上です。

委員	ここにいる委員は、割と地域活動が活発な地区にお住まいの方が多い。地域まちづくり協議会が設立すれば、それを活用・参加する側に近い方だと思います。 市が実施する「地域力支援研修」に3年ほど参加させてもらっています。しかしながら、研修会に参加すらできない地域が阪南市の中には存在します。このまちづくり協議会が設立されて、それを利用できる地区とできない地区の格差ができてしまうのではないかと。条例案には、それがどこにも書いていない。記載漏れしているのではないのでしょうか。 また、先日の研修会では、規模が小さすぎてついていけない場合はどうしたらいいのかという質問がありました。講師の先生は、その場合は小さなところは、幾つか集まってすればいいと答えていました。先ほどの話にもあったように、地区ごとに問題が違いため、小さなところが集まったところでそれができるのかなと思ってその回答を聞いていました。規模が小さすぎるところの支援について、何かあれば書いていただきたいと思います。
部会長	支援内容もちろんです、地域資源の違いというのはどのように市は考えていますか。
事務局	当然、地域まちづくり協議会が設立できない地域もあると思います。少子高齢化の状況や施設の有無等、課題も地域によって様々です。地域まちづくり協議会の設立は、手挙げ方式ですが、行政として、学ぶ機会、学び合う機会、お互いの活動を知り合う機会を作り続けたいと思います。 強制的にエリア内で合併して地域まちづくり協議会を作るのではなく、住民自身がどうするか決める必要があります。そのようなところへの情報提供や相談支援というのは継続してさせていただきたいなと思っています。
部会長	できる地域からまちづくり協議会を立ち上げてもらい、さらに興味深い活動を行ってもらおう。そして、自分たちもやってみようと思っていただくということですね。そうであれば地域によっては、差が余計に広がる可能性もあるのではないのでしょうか。
事務局	地域によって、祭りを中心に活動するコミュニティや自主防災を根本に活動する地域など様々あります。地域まちづくり協議会が設立できないから駄目と言う訳ではなく、地域コミュニティとしてその機能が低下した際に、地域まちづくり協議会と言う仕組みがあるというように備えていきたいと考えています。そのような観点から行政として、地域と一緒に話し合い、共に考えていく体制を取りたいと考えています。
部会長	わかりました。ありがとうございました。他、いかがでしょうか。
委員	各委員の意見を聞いていて、人材という面で、地域で活動する様々な方を上手にまとめて、話しを進めてくれる方がいないと中々大変だと思いました。
委員	阪南市内の校区福祉委員会は12校区あるのですね。私はおよそ6校区しかないと思っていました。その数ではあまりにも少なすぎて、まちづくり協議会として新しく作っていても大した活動にならないと思っていましたが、それなら問題ありませんね。

委員	尾崎小学校区であれば、尾崎地区福祉委員会、福島地区福祉委員会と分かれています。また、朝日小学校区では、山中溪地区福祉委員会と朝日地区福祉委員会があります。東鳥取小学校区でも、旧小学校区で現在も活動されています。
部会長	地域まちづくり協議会の役割として、既存の団体と地域住民が情報交換する場であり、立ち上げの段階では、特に大事な役割を果たすことになりそうです。その中で、地域課題、特性、資源が見つければ、それをどう活動につなげるか、誰するのか、そこで議論した内容について、より実行できる団体があれば、地域と協力し合って実行すればいいという考え方もできます。以上のことから、柔軟な活動の展開につながれると感じました。 本委員会の資料を拝見して、私がこだわりたいなと思った点は、「“できること”から」と書いていますが、私は「したいこと」の方がいいかなということです。どうせ活動するのであれば、「すべき」ではなくて、「皆が楽しくしたいことができる」というスタンスの方がいいのではないのでしょうか。 特に、地域のために皆が必要と思う、したいことができるスタンスの方がいいのではないかと思います。
【（２）設立に向けたステップに盛り込む項目について説明】	
事務局	設立に向けたステップについて、参考資料１に基づき説明。
（設立に向けたステップに盛り込む項目について、委員からの意見、質疑・応答）	
部会長	他市町の事例を見ると、一般的にまちづくり協議会の組織の立ち上げに当たっては、このような手順を取っているというところが多い印象です。もちろん、本日の議論のたたき台ということでこの資料を出していただいたのですが、部会で議論した内容を踏まえて、このステップがしっくりくるのか。また、つけ足した方がいい項目や省いた方がいい項目はないか。どのようなことでもいいので意見をいただければと思います。少しわかりにくいというものでもいいかもしれません。いかがでしょうか。
委員	ステップ１ができれば、次の２や３は自動的にできるようなものなので、さほど労力は必要ないですね。したがって、ステップ１に対しては「地域内の話し合いの場」や「アンケート結果の公表」、「地域課題のテーマ別会議の開催」が該当すると思います。あとは、事務的な話で、ひな形さえあればできると思います。最も大事なことは、このステップ１に対してガイドラインでどのようなものができるのかという点。この部分をもう少し充実させるような情報があればお聞きしたい。
部会長	ありがとうございます。このような記載でよろしいでしょうか。取りあえず、ステップ１の①の方法が肝である、どのような手段を講じることができるかガイドラインに記載が必要だと思います。
委員	私は、これまでにNPO法人設立支援等に携わってきました、NPO法人設立とほぼ同じなので、私は全く違和感なく見えました。先ほど委員が述べたように、ステップ１を充実させるため、例えば、ステップ０のようなものを作る。ステップ１に至るもう１つ前のステップを作ってもいいのかなと思います。情報提供や交流会開催の呼びかけ等あるといいかなと思いました。

部会長	ステップ1に入る前に、どのような仕掛けができるか加えてはどうかということですね。これまで、本資料に記載される設立までのステップを見て、違和感を抱いていましたが、これが入ればすっきりするような気がします。 手続という意味では③から⑦をきちんと示しておくことは大事だと思うので、当たり前でも項目は残しておいた方が良いと思います。 また、先ほど意見があったように、本市の地域まちづくり協議会がどういうものであってほしいかの議論を踏まえると、やはりこのステップ1の①やそこに至るまでの部分を充実させる。そういうことで阪南市らしいガイドラインを作っていこうというのでいいのではないかなと思います。他、いかがですか。 例えばですが、具体的に事業内容が決まっておらず、まず年に3回ぐらい情報交換の場を設定しようということが活動内容の場合は、そのような計画を立てるということですか。
事務局	地域によっては、交流会をしていくという活動の計画もあり得ると思います。
部会長	地域計画は何年分作成が必要でしょうか。
事務局	事業計画については単年度ですが、地域計画については、まだ設定していません。
部会長	地域計画と事業計画を作れという以上、地域計画は1年ではないですね。
事務局	事業計画は1年単位になりますが、複数年になると考えています。また、検討していきます。
部会長	地域まちづくり協議会を作ったからといって、すぐに事業や具体的イベントをしなければならないわけではなく、話し合いをきちんとやりましょうなどという地域計画、事業計画でも可能ということですよ。
事務局	そのようなケースもあり得ると思います。情報提供ですが、設立準備に係る支援等として、補助金を交付する制度を設けており、是非その点を踏まえて地域の皆さんにご検討いただきたいと思います。
部会長	それは、先ほど委員がおっしゃっていたステップ0にかかるようなことですね。 そうすれば、支援内容をある程度明記するとともに、どのステップで使えるかがわかるようになると良いですね。 また、私はいつもわかりにくいと思っているのですが、地域まちづくり協議会の「必要性の意思確認」はどのように行うのですか。
事務局	一般的な総会で意思確認していただく形になります。
部会長	総会というのはメンバー決まっているからことで、設立が必要かどうかの段階での意見確認はどうなりますか。
委員	これもNPO設立に係るケースですが、大抵コアメンバーは、4人程度のメンバーがまずはNPO法人を立ち上げようと手続きを進めます。そのため、中心を担う数人で意思確認を諮ることになる。ただ、地域になるとまた話は変わってくるかもしれません。行政は、そのあたりをどうお考えですか。
事務局	通常であれば、何か有志の方が集まられて、その場を広げながら設立準備という形で取り組まれる想定をしています。それが一部の市民だけではなく、自治会や地域活動団体などが概ね了解されていますよとなれば、次の意思決定に進むものと考えています。

部会長	それが難しいよねという話です。 概ね小学校区単位で地域まちづくり協議会を設置する。そこにどのような団体が入るか行政である程度もう形で決めているような団体はやりやすいと思います。構成メンバーがある程度決まっていれば、団体代表の方などが集まって総会をすれば意思確認ができましたといえます。しかしながら、本市では、ある程度自由な枠組みを考えていて、そこが長所でもあります。どのような条件を満たせば、一定意思形成がなされたと判断するのか皆気になるところだと思います。
事務局	条例上はただ、自治会や校区福祉委員会で構成することを原則としています。
部会長	それは、あくまでも原則ですよ。
委員	極端な例ですが、もし、設立について概ね合意を得ているが、一部の住民が大反対と言えば実施不可となるのでしょうか。 手続はどうなりますか。構成団体が一定自由な分、意思確認の過程を住民に任せている、依存しているように思いました。そこが曖昧だと、設立に向けて調整が難しくなるのかと懸念があります。
部会長	認定に際して、条件の1つに意思確認が取れているかと記載がありますね。地域まちづくり協議会は1小学校区に1つしか作られない。どのように意思確認を取っていくかは重要に思います。
事務局	各種団体の総会や集いの場で合意を諮ることが意思確認になるのではと当局では想定しています。それ自体も困難な場合、どうすればいいのかという理解でよろしいでしょうか。
委員	現時点では認定の基準があまり明確化されていませんが、まずは明確に決めず、あくまでも住民たちで決めるとする方が理想的だと思います。 一方、実際進める段階に入り、各団体で話し合いを進める中、意見や考えの相違が出てくると思います。それを地域だけで収められるかどうか。課題が出た際に対応しきれぬのか疑問に感じました。
事務局	構成団体の中でも、例えば一つの団体が反対をしたときに設立を認めないのか認めるのか。そのあたりも明確になっているのかどうかということですね。
事務局	現在の想定において、住民自治を基本にある程度住民に委ねているところです。地域まちづくり協議の立ち上げに際しては、行政も支援の1つとして、オブザーバー的に会議等に参加させていただくつもりです。 意思決定に向けたプロセスに我々も参加させていただき、協議会内で合意が諮られているかどうかは一定確認したいと思っています。
部会長	今回は、ガイドライン作成に向けた議論の場になり、次回委員会までに、事務局は具体的な文言を盛り込んだ案を作成する。その際には、どのように動けば意思確認とするという旨を示さなければなりません。
事務局	承知しました。基準についてそれまでに整理いたします。
部会長	他はいかがでしょう。関連した意見でもいいです。
委員	先ほど小学校区について意見があったので発言させてください。現在、多くの校区福祉委員会において、自治会長が役員として関わっておられます。その延長ではありませんが、地域まちづくり協議会を設立すれば、その役員たちでまた別組織を運営するようなイメージですよ。 校区福祉委員会の役員は、民生委員、自治会長等で構成されていて、既に小学校区単位で各団体と連携しながら活動しています。さらに小学校区全体で考えるとイメージが湧きません。

部会長	まちづくり協議会と校区福祉委員会でどのように変わるのかというような話ですね。
委員	同じメンバーで構成されているのに、さらに違うグループを運営するようになるということですよね。
委員	恐らく、そうはならないと思います。例えば、校区福祉委員会であれば、現在役員が十数人いますが、その中の1～2人が代表して地域まちづくり協議会に入る。そして、協議会での様々な議論を校区福祉委員会に持ち帰る。自治会も同じ。別に自治会長が必ずそこに入る必要はなく、その団体の方が代表して協議会に入る。その議論は当然、その組織の中に持ち帰って報告する。そうであれば、あまり難しく考える必要はないと思います。
部会長	活動の範囲が同じように見えるが、会議体としては違うものだということですよ。
委員	校区によって、拠点があるところとないところがあります。もし拠点があるところであれば、地域まちづくり協議会ではまた違う拠点を作るというイメージなのでしょうか。
部会長	拠点の話は非常に重要な話だと思うのですが、事務局いかがでしょうか。
事務局	拠点については、住民センターや可能であれば小学校の空き教室、場合によっては公民館の一部利用や現在行われている市町村では、幼稚園の跡地等を活用して拠点にしているところもあります。そのような拠点の活用が検討できると思います。 先ほど、委員が述べられた校区福祉委員会がまちづくり協議会になるという可能性についても、地域によっては考えられるかもしれませんが。 校区福祉委員会は、福祉の活動を中心としています。当然、校区福祉委員会だけでは解決できない部分もある際に、まちづくり協議会を設立する意義があるのかなと考えています。
委員	小さな校区であればやりやすいと思いますが、地域全域になると大変ですね。ちなみに、桃の木台地区の自治会はいくつありますか。3つあるんですね。それでも、小学校区が同じで距離も近いので、地域としては、まとまりやすいですよ。他にも光陽台地区等はまとまりやすいと思いました。
部会長	仕組みとして準備すると先ほど事務局から説明がありました。 まずは、本地域まちづくり協議会という仕組みを利用しやすい地域や活用したい地域に上手に使っていただければいいという理解でよろしいですね。 もちろんこれを使わずに、既存の方法若しくは全く別の方法で地域を元気にしていきたいというところがあれば、それはそれで前向きに支援するということだと思います。まず、その旨を説明した方が良いかもしれませんね。あくまでも、地域まちづくり協議会ありきではないことを伝えられる方が誤解が少ないかもしれない。
委員	設立に近い地域を重点的に支援して、第1号に出来れば、まだ他の地域にも広がりを見せると思います。
委員	桃の木台地区がまとまりが良く最初に立ち上がればいいですよ。
委員	5年前ほど前の話ですが、桃の木台地区3つの自治会を1つにまとめようと話がありました。しかしながら、同じ桃の木台というエリアですが西、東、南の地区で状況が違って、自治会加入率も異なります。役員の成り手、会費による収入の差、また負担割合も地区によって違い、結局は上手く話がまとまらず立ち消えになりました。今後、地域まちづくり協議会として上手に工夫すれば、また可能性があるかもしれませんが。 例えば、本協議会設立に近い地域について、舞地区はそれに近いと思っています。既に「みらい会議」として話し合いをされているので、最初にするのは舞地区なのではと思っています。

委員	阪南市内で見ると桃の木台地区の住民は、まだまだ若い年齢の方が多い。そのため、失礼ですが、ある意味困りごとが少ないのかもしれませんが。一方、舞地区は高齢化が急速に加速していて、急な坂道が多い地域でもある。それに伴って困りごとが多い。困りごとが多い地域で寄ればいい知恵が出てくるかもしれない。 私の周りでも、夫が施設に入ってしまった、自分で車の運転をしているが、それができなくなれば、尾崎駅付近のマンションへ引っ越ししようか検討しているという話を聞きます。地域内で様々なサービスや移動手段等があれば、引っ越しをしなくても、その地域で住み続けることができるのではないかと思います。 私は、地域を1ヶ所に絞るイメージがしにくいです。阪南市全体で12校区とえば、どこをイメージすればいいでしょうか。そのあたりもご説明をお願いします。
事務局	現在、地域まちづくり協議会設立に向けた話し合いが行われている地域は、舞地区になります。また、箱の浦地区では、自治会単位でまちづくり協議会が設立されていますが、こちらは、区域等をもう少し広げて既存団体と一緒に活動されるということであれば検討の機会があるのではないかと個人的には考えています。 さらに、委員の皆さんがおっしゃるように、先行したモデル地区があれば設立に向けて意識醸成がしやすいのだと思います。当然、地域課題も違うため、全く同じようにとは行かないと思いますが、1つの目安になるのではないかと考えています。
部会長	モデル地域が立ち上がる前にガイドライン作成が必要ですよね。事例研究と想像力は非常に大事だと思います。意図としては、地域の皆さんがイメージしやすい例があれば、ガイドラインが頭に入りやすいということだと思うので、そこは工夫していただけるよう、次回に向けて事務局で作成をお願いします。
委員	前回の会議資料について、地域まちづくり協議会を支援することについての補助金と記載がありますが、これは立ち上げに際し、補助金があります。さらに、実際に活動するための補助金もあると記載があり大変有難く感じます。しかしながら、最初から補助金があるのが良いのか、悪いのか。まずは補助金なしで活動を始めてもらうのはいかがでしょうか。 箱の浦まちづくり協議会では、設立時に市に補助金の相談をしましたが、実現しませんでした。そのため、自分たちで何とか活動しようと立ち上がり、地域内で資源ごみを回収・売却を行い、当面の活動資金を稼ぎました。大変ではありましたが、それによって団体の団結力が増して、現在の活動に繋がっています。結果として、約12年活動を継続しています。したがって、ぶら下げてそれに飛びつく方法を採用よりは、2年、3年継続して一生懸命行っている人に補助金をあてがう。補助金の交付は後の方が私はいいいのではないかと考えます。
部会長	行政が行う支援の中で補助金は重要な位置を占めます。活動開始時点、例えば設立から2～3年間補助金を出して、そのあとは自分たちで、というタイプもあります。先ほど委員が述べられた意見は、そうではなく少し発想を変えて、続けて頑張っているところに補助金を出せるような考え方もあるのではないかとこの指摘ですね。それは大事だと思います。先ほどの指摘は支援内容を考えていただく際に十分配慮していただけたらと思います。他、いかがでしょうか。
委員	それに関連して、先ほど情報公開で市ウェブサイトを更に活用したらどうかという意見がありました。そのあたりも加えていただきたいと思います。また、職員の派遣でどのような内容ができるのかなども、もう少し明確に表現していただきたいと思います。
部会長	このあたりは恐らく、市の方では慎重に考えて盛り込まなければならないところだと思いますので、きちんと検討して次回の資料につなげてください。もしかすれば、それまでに結論が出ないこともあるかもしれませんが、ここまでは可能でその先はまだ庁内で調整がついていないということを説明していただければ、それを踏まえて部会でも議論します。 他、いかがでしょうか。事務局から何か聞いておきたいことなどはないですか。

事務局	先ほど意見に挙がりました補助金については、事務局としては補助金を創設して地域を支援したいと思いますが、財源の確保や在り方を含めて、現在、市内部で調整中となります。ご理解いただければ幸いです。
部会長	まず、ガイドラインは阪南市らしいものを。資料3には掲げられていませんが、市がどのような支援ができるのかをガイドラインに記載してほしい。「構成」欄には、個人を入れた方がよい等、様々な指摘をいただきました。 また、設立に向けたステップでは、参考資料1ではステップ1からスタートしていますが、これよりも前の段階でどのようなことができるかの取り組み例を紹介した方がいいのではないか。交流会開催や参加呼びかけ等、ここでどのぐらいの人に関わってもらえるかが非常に重要なため、この点をガイドラインに明記し、内容の充実を図っていただきたい。さらに、地域まちづくり協議会の必要性に係る意思確認はどのように行えば良いか検討、盛り込んでほしい。設立に向けて活動する方の参考になるようにしてください等という意見が出ました。 繰り返しになりますが、事務局に確認です。次回の資料はこの項目をもとに中身が加わったものが出てくるという理解でよろしいでしょうか。次は9月とありましたが。

事務局	はい。9月から10月にかけて開催を予定をしています。また、事務局で改めて調整をさせていただきます。
部会長	限られた時間にはなりますが、第4回の推進委員会で、きちんと部会から報告ができるようにしたいと思います。ついては、事務局も準備をよろしくお願いいたします。委員の皆様、他に何か付け足すことなどはありますか。これだけは言っておきたいことなどはありますか。それでは次にその他について、事務局から説明をお願いします。
【その他について】	
事務局	地域力支援研修の取り組みについて、口頭で報告。
(その他について、委員からの意見、質疑・応答)	
部会長	先ほどまちづくり協議会の構成員に個人という文言を入れるべきという話をしていたと思うのですが、個人の方がその研修に参加することもできるのですか。個人でまちづくりに関心を持っている人もいます。そのような方は参加できますか。また、その方々がこのような研修会があるということを知り得る状況にありますか。
事務局	令和6年度は、団体の方を対象に「地域力支援研修」を開催しています。昨年度は、自治会と校区福祉委員会の方にお声がけし、今年度は市民公益活動団体の方を含めて対象としました。部会長がおっしゃるとおり、趣旨に賛同する市民も当然大事な視点ですので、今後、参加していただけるよう前向きに取り組めます。
部会長	今度の土曜日にあるのは上級編ということですか。大勢の方に来ていただいて、議論が前向きに進むようになればいいですね。
委員	その場にこのメンバーが参加できていれば、良かったと思いますね。私たちにはその情報が入っていません。
事務局	個別にお送りできておらず申し訳ありません。
部会長	できるだけ多くの方に情報が届くように配慮をしていただければ幸いです。
委員	研修は各日程ごとに参加できる形式のため、1回目、2回目のみの参加者もいます。次回の3回目だけでも参加していただきたいです。ここでは他市町の多くの事例を聞くことができるため、大変にわかりやすいです。まちづくり協議会に関して少しだけイメージができます。
部会長	研修会の報告等はどのように共有されますか。YouTubeで動画公開とまで言いません。このような研修会に参加して良かった、楽しかった等、会場の良い雰囲気を周知できれば今後につながると思います。
事務局	可能な範囲で情報発信させていただきます。
部会長	せっかくの取り組みのため、1回で終わることなく、継続している様子を見せられると良いですね。では、本日予定していた案件はこれですべて終了いたしました。本日はご多用の中、出席していただきましてありがとうございました。また、非常に活発な議論をいただき、ありがとうございました。それでは、司会に進行をお返しいたします。